「利尻町ふるさと応援寄附」の年末年始の取扱について

年末年始の取扱いにつきましては、誠に勝手ながら下記のとおりとさせていただきますので、ご理解をいただきますよう宜しくお願い致します。

【年末年始のお問合せについて】

・利尻町役場 閉庁期間　１２月３０日～１月８日

上記期間における電話・メール等のお問合せには対応することができません。

【オンラインでのワンストップ特例申請について】 便利です

下記よりワンストップ特例申請が可能です。（※マイナンバーカード使用）

自治体マイページ：https://mypg.jp/

【令和５年（2023年）分として寄附のお申込みについて】

下記の期日を超えたものは、令和６年（2024年）分のご寄附として取扱いをさせていただきますので、ご注意ください。

●インターネット申込みによるクレジット決済を利用される方

令和５年１２月３１日（日）までにクレジット決済処理が完了しているもの。
※ただし、ワンストップ特例をご利用される場合は、申請書の発送の都合上、令和５年１２月２２日（金）までにご寄付のお申込みをお願いいたします。

●郵便局の振込取扱票を利用される方

・お申込み期限は、令和５年１２月５日（火）までとさせていただきます。この期日を超えたお申込みは、令和６年のものとして受付いたします。期限を超えてからお電話等でお問合せいただきましても対応出来ませんので予めご了承ください。

・令和５年１２月２９日（金）までに当町にて入金確認できたものを令和５年（2023年）分として受付いたします。それ以降は令和６年（2024年）分といたします。

※郵便局での払込から利尻町でご入金確認出来るまでに７～１０日程かかりますので、出来るだけ早い払込をお勧めします。

・**ワンストップ特例申請書を希望する場合**

令和６年１月１０日までにワンストップ特例申請書を利尻町へ返送していただく必要があります。ご入金後すぐにはワンストップ特例申請書を発送できかねます。郵便局にて令和５年１２月１３日（水）までにお振込みいただきますようお願いいたします。